

不良債権の状況

えさしんきんは不良債権処理を積極的にすすめ、資産の健全性を維持しております。

えさしんきんは貸出資産の健全性を確保するため、審査態勢の強化に努めるとともに、不良債権に対し十分な貸倒引当金を引き当てており、経営の健全性を維持しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権及び同債権の引当・保全状況 (単位:百万円・%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破綻先債権	平成20年度	319	263	56	100.00
	平成21年度	389	329	60	100.00
延滞債権	平成20年度	5,499	3,539	1,960	99.99
	平成21年度	1,891	1,641	245	99.73
3ヶ月以上延滞債権	平成20年度	—	—	—	—
	平成21年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成20年度	7	—	2	30.39
	平成21年度	2	—	0	24.96
合 計	平成20年度	5,826	3,802	2,018	99.91
	平成21年度	2,283	1,970	306	99.70

(注)百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

上記項目の説明

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破綻先債権、延滞債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定しその相当額を引当てした額です。また、貸出条件緩和債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、リスク管理債権額に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

金融再生法に基づく開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円・%)

区 分	開示残高 (A)	保全状況					
		保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)	
金融再生法上の 不良債権	平成20年度	5,897	5,892	3,871	2,020	99.91	99.74
	平成21年度	2,345	2,338	2,030	307	99.71	97.85
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成20年度	4,208	4,208	2,415	1,792	100.00	100.00
	平成21年度	1,073	1,073	887	185	100.00	100.00
危険債権	平成20年度	1,681	1,681	1,455	225	99.98	99.88
	平成21年度	1,269	1,264	1,143	121	99.60	96.05
要管理債権	平成20年度	7	2	0	2	30.39	30.39
	平成21年度	2	0	—	0	24.96	24.96
正常債権	平成20年度	69,040					
	平成21年度	66,071					
合 計	平成20年度	74,938					
	平成21年度	68,417					

(注) 百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

上記項目の説明

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、上記1.2.3.以外の債権をいいます。
- 「担保・保証等による回収見込額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権の貸倒引当金は個別債務者区分ごとに損失額を算定し、その相当額を引当てした額です。また、要管理債権の貸倒引当金は貸倒実績率に基づいて算定した引当額です。
- 「保全率」は、金融再生法上の不良債権に対し、担保・保証、貸倒引当金にてカバーされている割合です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成20年度	624	376	—	—	1,000
	平成21年度	1,000	△247	—	—	753
個別貸倒引当金	平成20年度	852	1,518	352	—	2,018
	平成21年度	2,018	△47	1,663	—	307
合 計	平成20年度	1,476	1,894	352	—	3,018
	平成21年度	3,018	△294	1,663	—	1,060

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

貸倒金償却の金額

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度
貸 出 金 償 却	1,114	337